

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	日本トランスシティ株式会社
【英訳名】	Japan Transcity Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小川 謙
【本店の所在の場所】	三重県四日市市千歳町6番地の6
【電話番号】	四日市059(353)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 笠井 文夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪三丁目23番17号 品川センタービルディング
【電話番号】	東京03(6409)0382(代表)
【事務連絡者氏名】	関東支社長 半田 一久
【縦覧に供する場所】	日本トランスシティ株式会社 中部支社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目16番28号 NMF名古屋柳橋ビル) 日本トランスシティ株式会社 関東支社 東京支店 (東京都港区高輪三丁目23番17号 品川センタービルディング) 日本トランスシティ株式会社 関西支社 大阪支店 (大阪府中央区南本町三丁目6番14号 イトウビル) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第103回定時株主総会におきまして、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額 319,533,385円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第21条の取締役の定員を現在の15名以内から7名以内に変更するとともに現行定款第24条について所要の変更を行う。

また、変更案第30条において執行役員に関する規定を新設し、これに伴う条数の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、小林長久、小川 謙、平野 理、横山修一、豊田長康、武内彦司を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、舟橋央光を選任する。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額1,200万円以内に改定する。

#### 第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額60百万円以内の金銭債権とする。ただし、当該報酬額は、原則として2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しているため、実質的には1事業年度につき30百万円以内の支給に相当する。また、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25万株以内（実質的には1事業年度につき12.5万株以内）とする。

各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	52,047	1,353	5	(注) 1	92.19	可決
第2号議案 定款一部変更の件	53,387	13	5	(注) 2	94.57	可決
第3号議案 取締役6名選任の件						
小林 長久	53,343	57	5	(注) 3	94.49	可決
小川 謙	53,353	47	5		94.51	可決
平野 理	53,385	15	5		94.56	可決
横山 修一	53,385	15	5		94.56	可決
豊田 長康	53,377	23	5		94.55	可決
武内 彦司	53,376	24	5		94.55	可決
第4号議案 監査役1名選任の件						
舟橋 央光	50,646	2,754	5	(注) 3	89.71	可決
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	53,385	15	5	(注) 1	94.56	可決
第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	53,329	71	5	(注) 1	94.46	可決

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上